

令和6年度

第3回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年5月10日（金）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第3回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和6年5月10日（金）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年5月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和6年5月10日 午後2時02分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	3番 藤原 ルミ子 4番 北崎 一英					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹 主幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 報告第3号 農地利用変更届について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画（第5回）の決定について 日程第7 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第3回）の決定について 日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。起立願います。礼。着席ください。ただいまから令和6年度第3回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。5月に入りまして、やっと天気が回復しまして、遅れていた農作業が少しずつ捗っていることと思います。くれぐれもですね、事故とか怪我等ないようによろしくお願いします。本日の出席委員は、26名中26名で定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、3番、藤原ルミ子委員。4番、北崎一英委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は2ページです。今回は5件の合意解約です。解約理由について、申請番号47番は所有権移転のため、48番から49番は第三者貸付けのため、50番は農地中間管理事業貸付けのため、51番52番は契約者変更のためとなっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は3ページから4ページです。今回は、地区担当農業委員による現地確認により、2筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、免田地区、畑2筆、941㎡です。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用変更届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用変更届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地利用変更1件につきまして報告いたします。資料は5ページからになります。届出番号1番について、資料6ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、地目を変更する土地は1筆、地目は台帳現況とも畑、面積は3,753㎡です。変更の理由として、

地籍調査時に地目を決める際に、現況が桑畑であったため、地目は畑にすることしかできなかったとのことです。桑を植える前は水田で、当時から現在まで水利費を払っていることと、農地に水を張ることで、野菜の病気を抑えたいことから、今回、地目を田に変更されるものです。資料8ページを御覧ください。現地は上東、平和地区、あさぎり中学校から東へ約1キロの場所になります。資料9ページを御覧ください。田として利用することにつきまして、隣接する農地の所有者からの同意も得ておられます。以上報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は10ページからになります。今回は6件の審議をお願いいたします。申請番号7番について、資料12ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は2筆、地目は台帳現況とも田、面積は合計で4,860㎡です。移転する契約は、総額220万円の売買による所有権移転です。資料14ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

次に申請番号8番について、資料20ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、面積は351㎡です。移転する契約は贈与による、所有権移転です。資料22ページを御覧ください。譲受人は申請地に牧草を栽培される予定です。

次に、申請番号9番について、資料28ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は、台帳現況とも畑、面積は1,064㎡です。移転する契約は、総額28万円の売買による所有権移転です。資料30ページを御覧ください。譲受人は申請地に栗を栽培される予定です。

次に、申請番号10番について、資料36ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳は畑、現況は原野、面積は604㎡です。移転する契約は、反当たり5万円の売買による所有権移転です。資料38ページを御覧ください。譲受人は申請地にブロッコリーを栽培される予定です。

次に、申請番号11番について、資料44ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳、現況とも畑、面積は751㎡です。移転する契約は、総額24万円の売買による所有権移転です。資料46ページを御覧ください。譲受人は申請地に植木を栽培される予定です。

次に申請番号12番について、資料52ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は3筆、1筆の地目は台帳は田、現況は原野、面積は1,695㎡で、ほか2筆の地目は台帳現況とも畑、面積は合計で1,030㎡です。移転する契約は、田は反当たり30万円、畑は反当たり10万円の売買による所有権移転です。資料54ページを御覧ください。譲受人は申請地に、田については水稻、畑については、野菜を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、1番委員の北川委員より、申請番号8番の案

件について、18番委員の田中委員より、申請番号9番の案件について、25番委員の井手委員より、申請番号10番の案件について、19番委員の濱田委員より、申請番号11番の案件について、25番委員の井手委員より、申請番号12番の案件について、16番委員の宮原久子委員より報告をお願いします。

○1番委員（北川 浩臣君） 1番委員の北川です。農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号7号の案件で午前中現地調査の結果を報告いたします。資料は11ページから18ページにあります。18ページを御覧ください。場所はJA中球磨ライスセンターから東へ2km、井口川から100mというところになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人です。所有権移転による売買総額220万円です。申請地に水稻を栽培するということですので、特に問題はないと思います。皆様方の御審議の方よろしくをお願いします。

○18番委員（田中 伸明君） はい、18番田中です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号8番の案件について現地調査の結果を報告いたします。資料の26ページを御覧ください。申請地の場所は、上、神殿原地区にありまして、上総合運動公園から北に約1km、神殿原公民館から北東に約100mのところになります。譲渡人、譲受人ともに町内の個人の方で同居されている親子間での所有権移転となります。この土地には現在、竹や杉等が混在しておりますが、権利移動後は伐採され、牧草を作付される予定となっております。何ら問題がないと思われますので、皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。報告は以上です。

○25番委員（井手 久美子君） 25番井手です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号9番について説明いたします。ページは27ページから34ページ、譲渡人、譲受人ともに町内の方、所有権移転による売買、地目は畑、面積は1,064㎡、総額で28万円。場所は34ページを見てください。上地区、上永里、旧憩いの家の下、現在、農地はきれいに整備されています。譲受人は畑に粟を栽培される予定です。何の問題もないと思いますので、審議方よろしくお願ひいたします。

○19番委員（濱田 定武君） はい、19番、濱田です。申請番号10番について午前中、現地調査を行いましたので御報告いたします。資料は36ページから42ページまでです。譲渡人、譲受人はともに町内の方です。場所につきましては42ページを見てください。須恵中学校からすね南東へ約5、600m行った、高台にあります。現況は事務局より説明がありましており原野ということになっておりますけれども、野菜、ブロッコリーを栽培される予定でございます。何ら問題もないと思いますので、御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○25番委員（井手 久美子君） 25番井手です。農地法第3条の規定による許可申請について、11番について説明いたします。ページは43ページから50ページ、譲受人、譲渡人ともに町内の方、所有権移転による売買、地目は畑、面積は751㎡、総額24万円です。場所は、50ページを見てください。清水保育園から北へ進むと百太郎があり、みずき園の上の、畑になります。現在は植木が栽培されています。譲受人はそのまま植木を栽培される予定です。何の問題もないと思いますので、審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○16番委員（宮原 久子君） 16番宮原です。農地法第3条の許可申請について、申請番号12番について、現地調査の報告をいたします。譲渡人は町外の方、譲受人は町内の方です。資料は51ページからです。場所は58ページを御覧ください。ハロー免田店から東へ上地区方向に上ります。神殿原地区で、百太郎溝に突き当たりを右折しましたところ。今回の申請は、田が1,695㎡、畑が2筆1,032㎡でございますが、本日、今日写真を撮っていただきましたので、写真のほうを御覧ください。現状、田んぼのほうがですね、ヨシガヤが1面生えておりまして、その間に木や竹が育っていてとても現状に戻すのは、御苦労されるのではないかとと思うほどの非農地化した田んぼでしたが、それでも今回、譲受けされ

るということで、再生できることを願うばかりです。畑のほうは問題なく、野菜を植えつけられるような状況でした。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号7番の案件については原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号10番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号、11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号11番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号、12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決しま

す。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画(第5回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画(第5回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は60ページから御覧ください。資料60ページ上段の申請番号244番から、76ページ、上段の274番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。76ページ下段の275番から、78ページ、上段の275④番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。78ページ下段の276番から、84ページ、上段の286番までは新規の賃借権の設定です。84ページ下段の287番から、次ページ85ページ上段の、288番までは新規の使用貸借権の設定です。86ページを御覧ください。86ページ上段の289番から、87ページ下段の290番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。88ページを御覧ください。88ページ上段の291番から、89ページ、下段の292番までは、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。90ページを御覧ください。90ページの293番は、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。91ページを御覧ください。91ページの294番は、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。92ページを御覧ください。92ページの申請番号295番は、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による使用貸借権の設定です。93ページを御覧ください。93ページ上段の296番から、94ページ下段の297番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は95ページをお願いします。今回の申請は5件です。全て売渡しとなります。20番の売渡し価格、30万7,500円。21番の売渡し価格、1段目は46万6,121円、2段目は、46万6,122円です。22番の売渡し価格、51万2,500円。23番の売渡し価格、1段目から2段目は70万7,250円、3段目は64万5,750円です。以上説明を終わります。失礼しました。最後に24番の売渡し価格、64万5,750円です。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第5回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第5回)について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第3回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第7、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(第3回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい。それでは説明いたします。９７ページを御覧ください。４番から下の５番は、耕作者変更に伴う新規の賃貸借権の設定です。９８ページから１００ページにかけまして、今回説明いたしました利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第３号、農用地利用集積等促進計画（第３回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第３号、農用地利用集積等促進計画（第３回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第８ 議案第４号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第８、議案第４号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は１０１ページから１０２ページを御覧ください。今回は１件の申出が提出されております。申請番号２番の経営面積は、１，５７５ａ、経営形態は畜産となっています。町のあっせん基準では、経営形態が、その他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積、３２２ａ以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第４号あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第４号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和６年度あさざり町農業委員会第３回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後２時０２分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 3番 藤原 ルミ子

あさぎり町農業委員会 署名委員 4番 北崎 一英